

第 1 0 9 号議案

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで」を「第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改め、同条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

（ 2 ） ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前号に該当する営業を営むものを除く。）

（ 3 ） ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。